

# 育児休業支援手当金請求書

※ 決定額 円

組合員等 記号	○○○	組合員氏名	共済一郎	所屬機関名	○○市
番号	○○○	生年月日	昭和 平成 ○年○月○日	(所在地)	○○市○○町○丁目○
標準報酬月額	第21等級 280,000円	育児休業に係る子についての組合員の産後休業の取得の有無	有	無	
育児休業に係る子の出産予定日	令和○年4月5日	組合員の同一の育児休業について雇用保険法の規定による出生後休業支援給付金の支給の有無	有	無	
育児休業に係る子の生年月日	令和○年4月5日				
育児休業期間	令和○年4月10日～令和○年4月30日				
育児休業支援手当金請求期間	令和○年4月10日～令和○年4月30日				
配偶者の雇用保険の加入状況等	加入している	・	加入していない		
同一の子に係る配偶者の育児休業取得の有無	有	・	無	配偶者の組合員等記号番号 (配偶者が本組合の組合員の場合) ○○○-○○○○	
同一の子に係る配偶者の育児休業期間(注1)	令和○年6月1日～令和○年4月4日				
配偶者の状態(該当する番号を○で囲み、7の場合は理由も記載してください。該当する番号によって添付する確認書類が異なります。)					
1 配偶者がいない					
2 配偶者が組合員の子と親子関係がない					
3 組合員が配偶者から暴力を受け別居中					
4 配偶者が無業者					
5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない(自営業者・フリーランス等)					
6 配偶者が産後休業中					
7 1～6以外の理由で配偶者が育児休業等をすることができない(注2)					
理由	〔 〕				
上記のとおり請求します。					
愛媛県市町村職員共済組合理事長様					
令和○年5月15日					
住所 ○○市○○町○○丁目○-○					
請求者 氏名 共済一郎					

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。

令和○年5月16日

職名 ○○市長  
所属機関の長 氏名 ○○○○

※印欄は、記入しないでください。

## 育児休業支援手当金計算書

1 標準報酬の日額 標準報酬月額 × 1/22

$$\frac{280,000 \text{ 円}}{\text{(標準報酬月額)}} \times 1/22 = \frac{12,730 \text{ 円}}{\text{(10円未満四捨五入)}} \cdots (\text{A})$$

2 育児休業支援手当金の日額

・ 標準報酬日額(A) × 手当金率(13/100)

$$\frac{12,730 \text{ 円}}{\text{(10円未満四捨五入)}} \times 13/100 = \frac{1,654 \text{ 円}}{\text{(円未満切捨て)}} \cdots (\text{B})$$

・ 雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額) × 30 × 13/100 × 1/22

$$\frac{15,690 \text{ 円}}{\text{(円未満切捨て)}} \times 30 \times 13/100 \times 1/22 = \frac{2,781 \text{ 円}}{\text{(円未満切捨て)}} \cdots (\text{B'})$$

3 育児休業支援手当金支給日数

$$15 \text{ 日} \cdots (\text{C})$$

4 育児休業支援手当金額

$$\frac{\text{給付日額(B)} \times \text{日数(C)}}{\text{※(B) \geq (B')} \text{ の場合は、(B') \times (C)}} = \frac{24,810 \text{ 円}}{\text{}} \cdots (\text{D})$$

(注1) 出生日から起算して56日を経過する日の翌日までに14日以上取得している必要があります。

(注2) 配偶者が育児休業等をすることができない理由として、以下①～④のいずれかに該当する場合は支給対象となります。

- ① 配偶者が日々雇用される者である場合
  - ② 配偶者が期間を定めて雇用される者であって、その養育する子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日)から起算して56日を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかである場合
  - ③ 配偶者が、その雇用する事業主と当該配偶者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合であるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、配偶者育児休業等をすることができないものとして定められた労働者に該当する場合であって、その雇用する事業主にその配偶者育児休業等の申出を拒まれた場合
  - ④ その他子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができないことについてやむを得ない理由があるとして組合が認める場合
- 組合が認める場合とは
- i) 配偶者が公務員であつて育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかった場合
  - ii) 配偶者が雇用保険適用事業に雇用されるが、一般被保険者・高年齢被保険者でない場合(週所定労働時間が20時間未満である者、昼間学生、短期雇用特例被保険者等)なお、公務員であつて共済組合の組合員である場合を除く。
  - iii) 配偶者が雇用保険の一般被保険者・高年齢被保険者であるが、育児休業給付の受給資格がない場合
  - iv) 配偶者の勤務先の出生時育児休業または育児休業が有給の休業であるため、配偶者が出生時育児休業給付金が支給される休業または育児休業給付金が支給される休業ができない場合(賃金が支払われていなければ出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給要件を満たす休業を、子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内に通算して14日以上取得している場合に限る。)

[記載にあたっての留意事項]

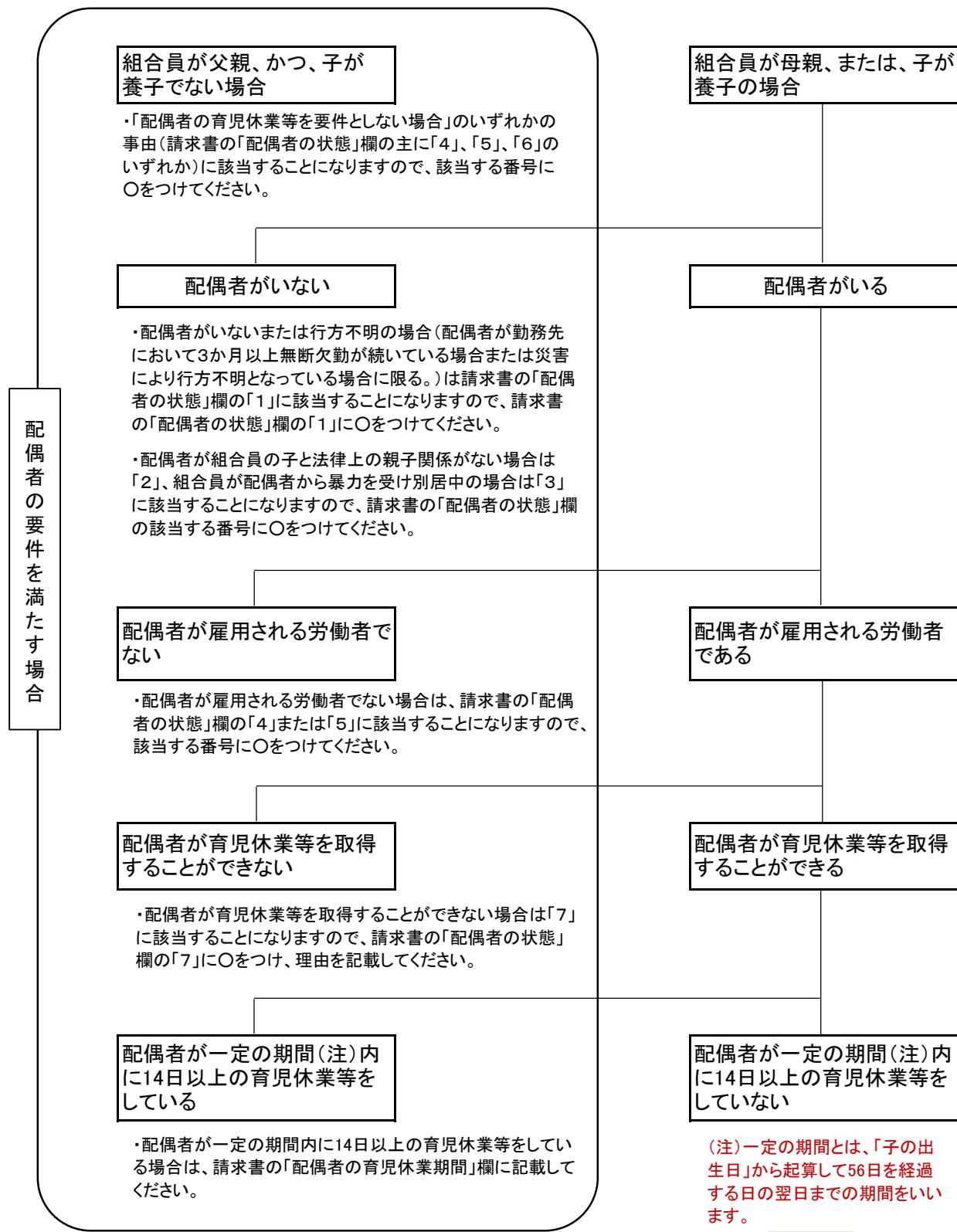
- 1 育児休業手当金請求書と併せて育児休業支援手当金請求書を提出する場合は、育児休業手当金請求書に記載した事項と同一の事項については、育児休業支援手当金請求書への記載を省略することができます。(「組合員氏名」、「組合員等記号・番号」及び「所属機関名・所在地」を除く。)
- 2 必要事項を記載し、所属機関の長を経由して、共済組合に提出してください。

[添付書類]

- 1 育児休業に関する所属機関の長の証明書(育児休業の承認書・承認請求書・辞令の写し等)を添付してください。
- 2 配偶者が「当該育児休業等に係る子について配偶者育児休業等をしたとき(当該配偶者が当該子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内にした配偶者育児休業等の日数が通算して14日以上であるときに限る。)」または「配偶者育児休業等の要件を課さない場合」に該当することを証明する書類を添付してください。なお、組合員の配偶者が当該育児休業に係る子を出産している場合(組合員が父親、かつ、当該子が養子でない場合)は、配偶者が当該子の出生の翌日から起算して56日を経過する日まで配偶者育児休業等をすることができず、配偶者育児休業等を要件としない場合に該当することから、「配偶者の状態」欄の該当する番号にかかわらず、母子健康手帳(出生届出済証明のページ)または医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)の写しを提出することで確認書類を省略することができます。
- 3 添付書類については、育児休業掛金免除申出書または育児休業手当金請求書を提出した書類と同一の事実を証明する書類の提出は省略できます。

## 育児休業支援手当金の支給要件の基本フローチャート

育児休業支援手当金の支給を受けるには、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得している必要があります、かつ、以下「配偶者の要件を満たす場合」に該当する必要があります。



配偶者の要件を満たす場合は、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得していれば、育児休業支援手当金の支給要件を満たすこととなります。

組合員は、育児休業支援手当金の支給要件を満たしません。

※配偶者の要件を満たす場合には、裏面の添付書類を必ず提出してください。

## 育児休業支援手当金請求に係る添付書類一覧

- 組合員が父親、かつ、子が養子でない場合  
母子健康手帳(出生届出済証明のページ)または医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)の写しを提出してください。  
なお、以下の確認書類の添付は不要です。
- 組合員が母親、または子が養子の場合  
配偶者が一定の期間内に14日以上の育児休業等をしている場合は、住民票(続柄あり)等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの及び配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類を提出してください。

子の出生日の翌日に おける配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	<p>①戸籍謄(抄)本(抄本の場合は組合員本人のもの)及び世帯全員について記載された住民票(続柄あり)</p> <p>または、</p> <p>②組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類 (遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明できる書類、ひとり親家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可)</p>
配偶者が行方不明(配偶者が労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限ります。)	1	<p>①世帯全員について記載された住民票(続柄あり)等、組合員の配偶者であることを確認できるもの</p> <p>及び</p> <p>②配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書</p>
配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄(抄)本(抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの。住民票において、組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」または「妻の子」となっている場合は、住民票(続柄あり)でも可。)
配偶者から暴力を受け別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書のいずれか
配偶者が無業者	4	<p>①世帯全員について記載された住民票(続柄あり)等、組合員の配偶者であることを確認できるもの</p> <p>及び</p> <p>②配偶者の直近の課税証明書(収入なしであることの確認のため)</p> <p>※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。</p> <p>※配偶者が雇用保険の基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。</p>
配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない(自営業者・フリーランス等)	5	<p>①世帯全員について記載された住民票(続柄あり)等、組合員の配偶者であることを確認できるもの</p> <p>及び</p> <p>②配偶者の直近の課税証明書(所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため)</p> <p>※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、下記の(a)または(b)の書類が必要です。</p> <p>(a) 給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類。</p> <p>(b) 給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類(役員名簿の写しや、身分証の写しなど。)。</p>
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳(出生届出済証明のページ)、医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業等をすることができない	7	<p>①世帯全員について記載された住民票(続柄あり)等、組合員の配偶者であることを確認できるもの</p> <p>及び</p> <p>②配偶者が育児休業等をすることができないことの申告書及び申告書に記載された必要書類。</p>

(注) 「番号」は、育児休業支援手当金請求書中「配偶者の状態」に記載している番号です。